

事務連絡
令和6年10月16日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

労務費等の適切な転嫁の実施状況のフォローアップ調査への協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年11月29日に内閣官房と公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下本指針）が策定され、本会では、国土交通省の要請により本指針に基づき「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する自主行動計画」（以下本計画）を策定（4月26日の理事会で承認）し、全建労発第13号（令和6年4月30日付け）にて各都道府県建設業協会に周知依頼をしたところです。

今般、内閣官房及び中小企業庁の要請に基づき、国土交通省から本会に対し、本指針及び本計画の実施状況についてフォローアップ調査を実施するよう依頼がありました。

つきましては、大変恐れ入りますが、貴会会員企業の方々に対し、本調査につきましてご周知いただき、調査のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査は**11月15日（金）**までに次のURLの設問よりご回答いただきますようお願いいたします。

【アンケートフォーム URL】 <https://forms.office.com/r/gWBssAjJaj>



以上

（担当：労働部 菅原、事業部 三浦）

労務費等の適切な転嫁についての状況調査

今般、国土交通省より本会に対し、各都道府建設業県協会の会員企業における、

- ・「パートナーシップ構築宣言」※1の策定状況
- ・価格転嫁に係る取組状況（「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※2への対応状況含む）

について、調査依頼が参りました。

※1「パートナーシップ構築宣言」とは
事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
より詳細を確認されたい方は以下のリンク先を御確認ください。

パートナーシップ構築宣言とは「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

※2「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で策定された、
労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針です。
より詳細を確認されたい方は以下のリンク先を御確認ください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

つきましては、以下の設問より、
貴社における状況のご回答について、11月15日（金）までにご協力賜りますようお願い申し上げます。

* 必須

I. 基礎情報

1. 貴社の**資本金**をお答えください（貴社単独での資本金額）。*

- 1,000万円以下
- 1,000万円超5,000万円以下
- 5,000万円超3億円以下
- 3億円超10億円以下
- 10億円超100億円以下
- 100億円超

2. 貴社の従業員数をお答えください（貴社単独での従業員数）。*

- 5人以下
- 5人超20人以下
- 20人超50人以下
- 50人超100人以下
- 100人超300人以下
- 300人超

II. パートナーシップ構築宣言について

3. 貴社におけるパートナーシップ構築宣言※の策定状況をお答えください。*

(再掲) ※「パートナーシップ構築宣言」とは
事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、
「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。
より詳細を確認されたい方は以下のリンク先を御確認ください。

パートナーシップ構築宣言とは「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/outline.html>

- すでに宣言策定済
- 今後、宣言策定予定
- 宣言策定予定はない

4. 前問で、

- ・「今後、宣言策定予定」と回答された場合は、策定予定時期
 - ・「宣言策定予定はない」と回答された場合は、その理由等
- をお答えください。(任意)

5. II 問 3 で、「すでに宣言策定済」と回答いただいた方につきまして、策定済のパートナーシップ構築宣言は、 中小企業庁が令和 6 年 3 月 25 日に改定したひな形※を活用したものでか。*

※ひな形を確認されたい方は、以下ページ内中腹「記載要領・ひな形」をご参照ください。
<https://www.biz-partnership.jp/register.html>

- 改定後のひな形を活用している
- 改定前のひな形を活用しているため、今後改定後のひな形で宣言更新予定
- 改定前のひな形を活用しているが、今後改定後のひな形で宣言更新予定はない

6. 前問で、

- ・「改定前のひな形を活用しているため、今後改定後のひな形で宣言更新予定」と回答された場合は、
策定予定時期
 - ・「改定前のひな形を活用しているが、今後改定後のひな形で宣言更新予定はない」と回答された場合は、
その理由等
- をお答えください。(任意)

Ⅲ. 価格転嫁について－＜発注側＞

以下の＜発注側＞設問には、
「貴社が協力会社（以下「下請業者」という。）に業務を発注する」際の状況について、お答えください。

7. ＜発注側＞2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引を行う下請業者との協議の実施状況についてお答えください。*

- 全ての下請業者と協議した（100%）
- 多くの下請業者と協議した（99～81%）
- 一部の下請業者と協議した（80～41%）
- あまり協議しなかった（40～1%）
- 全く協議しなかった（0%）

8. ＜発注側＞直近1年間の各発注先との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

① 労務費の価格交渉について経営トップが関与している

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で策定された、
労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針です。
より詳細を確認されたい方は以下のリンク先を御確認ください。
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会
会 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 対応できている
- 対応できていない

9. ＜発注側＞直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

② 下請業者と定期的に労務費の価格転嫁について協議の場を設けている

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている（99～81%）
- 一部対応できている（80～41%）
- あまり対応できていない（40～1%）
- 対応できていない（0%）

10. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

③下請業者に労務費の価格転嫁に関する資料や説明を求める場合は、公表資料を用いるよう依頼する（既に公表資料を用いている発注先との取引は除く）

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
（再掲につき中略）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 対応できている
- 対応できていない

11. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

④サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性を判断する

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
（再掲につき中略）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 対応できている
- 対応できていない

12. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

⑤ 下請業者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合、協議のテーブルにつく

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
（再掲につき中略）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている（99～81%）
- 一部対応できている（80～41%）
- あまり対応できていない（40～1%）
- 対応できていない（0%）

13. <発注側>直近1年間の下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

⑥必要に応じて下請業者に労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示する

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 対応できている
- 対応できていない

14. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

⑦定期的に下請け業者とコミュニケーションをとる

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている (99~81%)
- 一部対応できている (80~41%)
- あまり対応できていない (40~1%)
- 対応できていない (0%)

15. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載される以下項目をどの程度遵守出来ているかをお答えください。

⑧価格交渉の記録を作成し、貴社と下請け業者の双方で保管する

*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 全てについて対応できている(100%)
- 概ね対応できている (99~81%)
- 一部対応できている (80~41%)
- あまり対応できていない (40~1%)
- 対応できていない (0%)

16. <発注側>直近1年間の各下請業者との取引について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」※に記載されている項目の遵守に関し、その他ご意見等がございましたらご記載ください。

(任意)

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokujun/romuhitenka.html>

17. <発注側>直近1年間で取引金額が最も大きい下請業者との取引について、2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、下請業者の各コスト増加分をどの程度反映できましたか。貴社の御認識をお答えください。*

	全て反映した (100%)	概ね反映した (99~81%)	一部反映した (80~41%)	あまり反映しなかった (40~1%)
①コスト全般の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
② 労務費の変動 (最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇)の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③原材料価格の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④エネルギー価格の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

III. 価格転嫁について－＜受注側＞

以下の＜受注側＞設問には、「発注者（注文者を含む。）から、業務を受注（受託）する」際の状況について、お答えください。

18. <受注側> 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり直近1年間で取引金額が最も大きい発注元は協議に応じてくれましたか。各コストの変動についてお答えください。*

	発注元から申し出があり協議を行った	発注元から申し出があったが協議を行わなかった	当社から申し出を行い協議に応じてくれた	当社から申し出を行ったが協議に応じてくれなかった
①コスト全般の変動について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②労務費の変動（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇）について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③原材料価格の変動について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④エネルギー価格の変動について	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

19. <受注側> 「労務費の価格交渉の指針」※について、貴社が遵守出来た項目をお答えください。【複数回答可】*

※ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 国・地方公共団体や中小企業の支援機関の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報収集する
- 価格交渉において、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額や上昇率など公表資料を用いる
- 定期的な価格交渉の時期や発注元の繁忙期など、値上げ要請が行いやすいタイミングを活用する
- 発注元から価格提示をされるのを待たずに自ら希望する額を提示する
- 定期的に発注元とコミュニケーションをとる
- 価格交渉の記録を作成し、貴社と発注元の双方で保管する
- 当社が遵守出来た項目はない
- その他

20. <受注側>「労務費の価格交渉の指針」※について、直近1年間で取引金額が最も大きい発注元が出来ていた項目をお答えください。【複数回答可】*

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」とは
(再掲につき中略)

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

- 労務費の価格交渉について経営トップの関与が感じられた
- 定期的に労務費の価格転嫁について協議の場が設けられた
- 価格転嫁に関する資料や説明を求められた場合、公表資料を用いるよう依頼された
- サプライチェーン全体での適正な価格転嫁を行うことを意識して、要請額の妥当性が判断された
- 労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求めたところ、協議のテーブルについて
- 労務費上昇分の価格転嫁に関する考え方を提示された
- 直近1年間で取引金額が最も大きい発注元が出来ていた項目はない
- オプション 8
- その他

21. <受注側> 2024年度に適用する単価の決定・改定にあたり、直近1年間で取引金額が最も大きい発注者との取引における各変動コストの反映状況をお答えください。*

	全て反映された (100%)	概ね反映された (99～ 81%)	一部反映された (80～ 41%)	あまり反映されなかった (40～1%)
①コスト全般の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②労務費の変動 (最低賃金の引上げ、人手不足への対処等による労務費の上昇)の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③原材料価格の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④エネルギー価格の変動の価格反映状況	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。